

家の引き継ぎ方について考えてみませんか？

問政策課 ☎ (57) 4178



現在、建物をお持ちの方へ

建物をお持ちの方は、将来の引き継ぎ方について、下記のポイントを確認しておきましょう。相続人が多数いる場合や権利関係が複雑な場合は、将来引き継ぐときに、より多くの費用や時間がかかるかもしれません。

→ ポイント1 現在の登記の確認を行う

建物は、亡くなった方の登記名義のままのものや、未登記のものがあります。法務局で登記事項証明書などを取得し、登記名義が誰になっているか確認しておきましょう。

→ ポイント2 相続などについて事前に話し合っておく

相続などについて家族・親族間で事前に話し合っておきましょう（誰に引き継ぐのか、誰が管理するのか）。場合によっては、遺言書（公正証書が望ましい）の作成を検討しましょう。

→ ポイント3 専門家に相談する

必要に応じて、弁護士、司法書士、行政書士などの専門家に相談し、手続きを確認しておきましょう。



もし空き家の所有者になつたら適正な管理を！

空き家とは……年間を通して日常的に利用されていない建物のことといいます。

放置してしまうと…
こんな危険が！

建物が傷み、屋根や外壁材が落下・飛散する危険があります。

草木が繁茂し、近隣の家や道路に悪影響を及ぼします。

蜂などの害虫の発生源となります。

不審者に侵入されたり、ごみの不法投棄をされたりしてしまいます。

▶ 空き家の管理は所有者・管理者の責任です！

空家等は個人の資産であり、所有者や管理者は空き家を適切に管理する責任(※)があります。屋根や外壁が落下、崩れるなどして、他人がケガした場合、空き家の所有者や管理者は**損害賠償**を請求される可能性があります。
(※所有者が亡くなっている場合は、相続人全員に管理責任があります。)

・損害賠償額試算例

(出典：公益財団法人日本住宅総合センター「空き家発生による外部不経済の実態と損害額の試算結果」)

家屋倒壊や火災により、隣接家屋の全壊・死亡事故
(※夫婦、子供の計3人が死亡)が起こった場合

損害賠償額：約2億円

外壁材等の落下により道路歩行者の死亡事故
(※11歳の男児が死亡)が起こった場合

損害賠償額：約6千万円



▶ 空き家の管理は代行サービスの利用を検討しましょ。

遠方に住んでいる、高齢などの理由により、所有者ご自身が空き家を管理することが難しい場合は、民間管理代行サービスの利用をご検討ください。

※公益社団法人野木町シルバー人材センターでは、下記業務を行っています。

ぜひ一度ご相談ください。

連絡先 公益社団法人野木町シルバー人材センター ☎ (56)2137

業務内容 空き家等の見回り・除草、植木の剪定(樹高4m、幹の太さ20cm未満)等

▶ 不動産無料相談会を活用しましょ。

不動産に関するさまざまな事柄のお悩みや疑問について、町内在住者または町内の不動産所有者を対象に、相談会を実施しています。ぜひご活用ください。

開催日 偶数月の第2火曜日

場所 野木町役場会議室

相談員 栃木県宅地建物取引業協会県南支部理事

※事前予約制。詳細については、広報「町からのお知らせ」のページをご覧ください。

▶ 売却や賃貸などの活用を検討しましょ。

ご自身で住む予定がない場合は、人に住んでもらうこともご検討ください。

また、空き家を解体して、家庭菜園、駐車場、貸地などに土地を活用する方法もあります。

※野木町空き家バンクに登録しませんか？ **登録は無料**

空き家バンクとは、利用可能な空き家の登録情報を公開し、売買や賃貸借のマッチングを行うものです。空き家情報は町ホームページや全国版空き家バンクのサイトなどをご確認ください。

野木町内の空き家を「売りたい、貸したい」
方はぜひご登録ください。



野木町 空き家バンク

